

<出張養成講座 受講規約>

第1条(適用範囲)

本規約は、35yoga 事務局及び35yoga 認定インストラクター（以下、35yoga とします。）が主催するすべての出張養成講座(以下、「本講座」といいます。)を対象とし、効力を生じます。

第2条(受講の申込み)

本講座の受講申込みは、35yoga が定める所定の方法に従って行うものとします。

第3条(受講契約の成立)

本講座の受講の申込みの後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。

第4条(受講料及び出張費の額)

受講料及び出張費の額は、講座ごとに別途定めるものとします。また講座に係る全費用は一括にてご依頼者様より35yoga の指定する銀行口座までお振込みください。

第5条(講座開催日前の解約)

本講座については、次に定めるとおりのキャンセル料が発生いたします。なお、「講座開始」とは、その養成講座が始まる最初の日のことをいいます。また、本講座のキャンセルの通知があった時点は、メール、郵送その他明確な方法による通知が 35yoga に到達し、35yoga が覚知した時点を行います。

▶ 受講料決済後から講座開始の14日前までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の0%の額

▶ 講座開始日の14日前から7日前までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の50%の額

▶ 講座開始日の7日前から講座開始の3日前までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の70%の額

▶ 講座開始の3日前以降から講座開始までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の100%の額

解約が成立した際は、受講料から上記キャンセル料を差し引いた額を指定口座に振込にて返金いたします。その際の振込手数料は受講者の負担となります。

第6条(講座開講日以降の解約)

講座開催の日以降の受講者からの解約(受講契約の解除)は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切いたしません。

第7条(受講料の返金)

受講者の都合による欠席については、受講料の返金は一切いたしません。

第 8 条(講座の振替)

受講者が講座に出席できない場合において、35yoga が認める場合は、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席をすることができます。

第 9 条(講座開催の中止および延期)

本講座の受講の申込者が定めた人数に満たない場合、35yoga は講座の開催の日の 2 週間前までに、既に受講申込みのあった者に通知をし、講座の開催を中止することができます。その場合、既に支払いのあった受講料はその全額を返金するものとします(なお、その他に受講者に生じる損害がある場合でも、35yoga はその賠償の義務を負わないものとします。)

また講座開始後に 35yoga や講座会場の都合および降雪などの悪天候により講座開催が困難であると 35yoga が判断した場合、35yoga は本講座の中止もしくは開催日時の変更をすることができます。

第 10 条(著作物)

本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物(ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。)に関する著作権は 35yoga に帰属し、受講者が 35yoga の事前の承諾を得ずに、当該著作権を侵害する行為(次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。)を行うことを禁じます。

- (1) 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- (2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為

第 11 条(秘密保持)

受講者は、本講座を受講するにあたり、35yoga によって開示された 35yoga 固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

第 12 条(遵守事項)

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 35yoga 及び講師の指示に従うこと及び他の受講者や講座会場および近隣施設の迷惑になるような行為、言動等をしていないこと
- (2) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、35yoga 及び講師に一切の責任を求めないこと
- (3) 他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む)を行わないこと
- (4) 本講座の内容につき、録音又は録画をしないこと

第 13 条(受講資格の失効)

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに 35yoga の如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

- (1) 本規約又は法令に違反した場合
- (2) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (3) 35yoga の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- (4) 35yoga 又は 35yoga の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (5) 35yoga の事業活動を妨害する等により 35yoga の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (6) 他、35yoga が本講座受講生として不適切であると判断した場合

第 14 条(地位の譲渡)

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

第 15 条(損害賠償)

受講者は、本規約及び法令の定め違反したことにより、35yoga 及び講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 16 条(免責事項)

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、35yoga は一切の責任を負わないものとします。

第 17 条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第 18 条(協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

第 19 条(改定等)

- (1) 本規約に定めのない事項については、35yoga が決定します。
- (2) 本規約は、受講生に対する事前の連絡なく、35yoga の判断により改定することができます。

以上

35yoga 事務局
35yoga 認定インストラクター